

新年度からの新たな取り組み

町内会の負担軽減

盛岡市は補助金申請などの事務負担を軽くし、町内会・自治会にとって効果的で柔軟な使い方ができる協働推進奨励金制度を創設しました。このほか、町内会の負担軽減や活動支援に向けた取組も拡充します。担当は市民協働推進課。



複数の補助申請などの事務を一本化

自治公民館活動等補助や広報配布謝礼金など7つの制度を一本化。これまでの7種類の事務が1種類になり、さらに、申請、請求、完了報告、精算という事務が、振込依頼書と総会資料の提出のみで済むことになりました。

【これまで】※事業ごとに手続きが必要

- 広報配布謝礼
- 自治公民館活動等補助金
- 緑地管理謝礼
- 公園管理謝礼
- ごみ減量資源再利用促進事業補助金
- 玉山区自治会運営費補助金（玉山地域のみ）
- 子ども会育成費補助金（旧盛岡地域のみ）

申請 → 請求 → 実績報告 → 精算

【28年度から】※手続きは年1回の書類提出に変更

振込依頼書 + 総会資料



玉山地域の街路灯電気料を市が東北電力へ支払い

これまで玉山地域の各自治会が負担して東北電力へ支払っていた街路灯の電気料について、市が東北電力へ直接に支払います。



公衆街路灯LED化促進

町内会・自治会などが管理している街路灯のLED化をさらに進めるため、市が町内会・自治会等の意向を取りまとめたうえで、市が一括してLED化交換工事を平成29年度以降実施します。この工事について、町内会・自治会等の財政負担は原則としてありません。

◆お問い合わせ先
市民協働推進課 地域活動係（019-626-7500）

身近な市の相談窓口へ

市内30地区に『地域担当職員』を選任



「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」及び「第2次盛岡市地域協働推進計画」に基づき、平成28年4月1日から、市内30のコミュニティ推進地区ごとに『地域担当職員』が配置されました。

地域担当職員は、地域と市との結びつきを強め、身近な市の窓口となることを目的として、その地域に居住する職員を選任するものです。

コミュニティ推進地区組織からの要望・相談等の取次ぎなどを行いながら、まずは地域に親しまれる存在となることを目指します。

各地区の地域担当職員は地区組織の総会などの機会に紹介する予定としています。

◆業務内容

- コミュニティ推進地区組織の総会出席
- 要望を受けた場合の所管課への取次ぎ
- 地域協働に関わる業務
- 空き地・空き家等に関する状況把握
- 災害時における被災箇所の状況把握など

地域に常駐し、地区や町内会・自治会の事務局等を担うものではありません。地域担当職員に御用の時は、職員の所属部署までお電話ください。

◆配置ルール

- 地区の人口に応じ5～9人
- 次長級職員のリーダーを配置

◆お問い合わせ先

市民協働推進課 協働推進係
（019-626-7535）



【平成28年4月13日実施の職員研修会の様子】

お気軽にお立ち寄りください！『市民協働推進センター』

町内会・自治会やNPOの活動、市民協働についてのサポートを行う市民協働推進センターでは、市民協働推進員が、皆さんのお話をお聞きしながら、市担当課との連絡調整のほか、ニーズに合った情報の提供、団体同士の橋渡しなどの支援を行います。

また、打ち合わせなどに利用できるフリースペースを設けるほか、会議室や印刷機などの貸出し（有料）、チラシの配架、講座や学習会なども行っていますので、お気軽にご利用ください。

■中央公民館（愛宕町） ☎654-5366

■上田公民館（上田四） ☎654-2333

■西部公民館（南青山町） ☎643-2288

【開館】火曜～土曜：9時～21時

日曜・祝日：9時～17時

（月曜は休館）

■河南公民館（松尾町） ☎622-2258

■都南公民館（永井24） ☎637-6611

■渋民公民館（渋民字鶴塚） ☎683-2354

【開館】火曜～日曜：9時～21時半

（月曜は休館）

